

# 最高裁判所裁判官国民審査法施行令 の一部を改正する政令（案）の概要 （裁判官の旧氏使用）

## 1 趣旨

最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査においては、裁判官の本名が用いられてきたところ、最高裁判所における判決書等においては、裁判官の旧氏を用いることが可能とされている。

本改正案は、裁判官の罷免の可否を国民が適切に判断するためには、裁判官が職務上実際に用いている氏名により審査が行われる必要があることから、審査に付される裁判官の氏名の告示をはじめ、投票用紙、投票所における裁判官の氏名等の掲示及び審査公報に記載される裁判官の氏名について、旧氏を用いることを可能とするもの。

## 2 改正の概要

### ① 審査の告示等における裁判官の旧氏及び名の記載

審査の告示、投票用紙、裁判官の氏名等の掲示及び審査公報に記載する審査に付される裁判官の氏名は、当該裁判官の本名に代えて旧氏及び名によることができるものとする。

### ② その他所要の規定の整備を行う。

## [今後の予定]

令和元年 12 月 6 日 パブリックコメント開始

令和 2 年 1 月 9 日 パブリックコメント終了

令和 2 年 1 月中旬 施行（公布の日）